

## 旬を聞く

# 税務の取扱いの早急な明確化が種類株式の普及につながる

日税研究賞授賞 後 宏治 税理士 (公認会計士) に聞く

### 種類株式の研究に取り組む…

「授賞を嬉しく思うと同時に、修士課程の指導教授に対する感謝の気持ちが改めて沸きました」と入選の一報が入った時を振り返る。同時に、どの点が評価されたのか、選評を早く読みたいと強く感じたとも。入選自体は嬉しい。が、着想やテーマ、中身自体がどう評価されたのか、授賞理由を早く知りたいというのも自然な気持ちだろう。

実務の経験を積んだ後、大学院で理論を学ぶ実務家が増えている。後税理士もその一人で、修士課程時代から取り組んできた種類株式に関する研究を新会社法の下でも通用するロジックに敷衍するように見直し、その研究結果を「相続税法における種類株式の評価」と題する論文にまとめて応募したというのが今回の授賞作品だ。

資産税関連の事案に携わる機会が多く、商法改正で創設された「種類株式の活用を検討し始めたことが研究の契機になりました」と打ち明ける。

種類株式の事業承継への活用が既に一般化している米国の実例の研究から感じたのは日本と米国のギャップ。その一方で、日本にも種類株式が必ず広まっていくことを強く感じたとも。それが論文をまとめる原動力になったのかもしれない。

### 望まれる早急な税務の取扱い…

「日本に決定的に欠けているのは種類株式の実務も、税務上の取扱いも定まっていないことです」授賞論文は i 種類株式評価の一般論、ii ベンチャー投資や事業承継での種類株式の活用とその評価、iii 相続税法における種類株式評価の 3 本で構成されているが、日本ではまだ未開拓な分野のためか、後税理士独自の提言も窺える。

「ルールがなければ何をしてもいいというのは、私としては抵抗感があります」と語り、ビジネス上でも合理性をもった種類株式を活用していく姿勢が保たれないと、せっかくの制度も形骸化する恐れがあると危惧感も示す。つまりビジネス・パーパスの姿勢が大切だとも。だから、論文の中では「米国における実例の研究を踏まえ、日本での種類株式の普及に今後求められるのは租税回避防止立法である点も指摘しました」と強調する。

当然、評価の明確化の必要性も盛り込んだという。種類株式が法律ではなく、評価で形骸化することだけは避けたいという気持ちからだろう。

最後は「予測可能性の点からも、税務の取扱いが早急に明らかにされることが必要です。それが普及の前提になるでしょう」と締め括った。



事業承継協議会の種類株式等会社法制に関する中間報告書の作成にも参画。日本の種類株式もやっと一歩踏み出したがまだ99里あると語り、税務の取扱いの早急な明確化が種類株式の普及・定着につながると示唆する (税理士法人UAPパートナー)。